

## 亜塩素酸水のパブリックコメントへの対応について

### 1. 背景

亜塩素酸水については、2通のパブリックコメントが寄せられたが、そのうち次の意見については慎重な検討が必要と考えられた。

### 2. パブリックコメントの概要

亜塩素酸水の製造には、陽極における酸化反応を利用しています。食塩中に含まれるほぼ全ての臭化物は臭素酸イオン ( $\text{BrO}_3^-$ ) になると考えられます。臭素酸の主たる化合物である臭素酸カリウムは、IARCでグループ2Bに分類されています。

(しかしながら、) 食塩中の臭化物の限度は定められていません。わが国で市販されている食塩は200 ppm (多いものでは500 ppm) 程度含有しているものもあると思います。

従いまして、本品の食品健康影響評価にあたっては、食塩の不純物である臭化物から臭素酸イオンが生成する問題をハザードとして捉え、どの程度含有するのか、実態が調査されるべきです。

なお、同様の問題が生じる可能性のある次亜塩素酸ナトリウムについては、「次亜塩素酸ナトリウムには高濃度の臭化物が含有している場合があるので、次亜塩素酸ナトリウムを購入するときは、含有する臭化物の濃度を確認する必要があること。」と厚生労働省健康局水道課事務連絡(平成16年6月16日)で注意喚起されたこともあります。

### 3. 添加物専門調査会としての考え方

今回、指摘されたご意見により新たに判明した事項は、食品健康影響評価に影響する可能性があることから、臭素酸の混入の実態を調査した上で、臭素酸の規格基準の設定の必要性について慎重に検討する必要があると考える。

(案1)

要請者等から提出された資料に基づく食品健康影響評価は終了していることから、現時点の評価結果を通知する。

なお、評価結果としては、以下が考えられる。

- a) 上記を踏まえ、亜塩素酸水の ADI は、亜塩素酸イオンとして 0.029 mg/kg 体重/日と評価した。

(中略)

但し、遺伝毒性発がん物質と疑われている臭素酸が混入する可能性が示唆されていることから、厚生労働省は、臭素酸の混入の実態を調査し、臭素酸の規格基準の設定の必要性について検討する必要がある。更に、臭素酸の管理措置の手法については、添加物指定の前に食品安全委員会に報告すること。

- b) 遺伝毒性発がん物質と疑われている臭素酸が混入する可能性が示唆されているが、現時点で厚生労働省から提出された資料では、データが不足しており、評価を行うことは困難である。厚生労働省は、臭素酸の混入の実態を調査し、臭素酸の規格基準の設定の必要性について検討する必要がある。

(案2)

遺伝毒性発がん物質と疑われている臭素酸が混入する可能性が示唆されているが、現時点で厚生労働省から提出された資料では、データが不足していることから、関連資料の提出を要請者に指示し、追加資料が提出された段階で、添加物専門調査会の審議を再度行う。